○福島地方裁判所告示第一号

裁判所法第三十八条の規定に基づき、平成二十三年四月二十二日から当分の間、福島富岡簡易裁判所の事務のうち刑事事件に関する事務をいわき簡易裁判所に、その余の事務を郡山簡易裁判所に、それぞれ取り扱わせる。

この事務の移転を解除したときは、右取扱いに係る事務は、すべて福島富岡簡易裁判所において取り扱うものとする。

平成二十三年四月二十一日

福島地方裁判所

国会事項

衆議院

議案提出

四月十九日内閣から提出した議案は次のとおりである。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

参議院

議事日程

四月二十日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十一号

平成二十三年四月二十日（水曜日）

午前十時開議

第一　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（第百七十四回国会内閣提出、第百七十六回国会衆議院送付）

第二　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案（内閣提出）

第四　航空法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五　都市再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第六　民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案（第百七十六回国会内閣提出衆議院送付）

第七　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第八　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第九　独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第一〇　電波法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第一一　電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第一二　電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

議案受領（予備審査）

四月十九日内閣から次の議案が送付された。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案（閣法第五七号）

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第五八号）

報告書提出

四月十九日委員長から次の報告書を提出した。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（第百七十四回国会閣法第二七号）審査報告書

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案（閣法第四七号）審査報告書

航空法の一部を改正する法律案（閣法第四八号）審査報告書

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案（第百七十六回国会閣法第八号）審査報告書

都市再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）審査報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一一号）審査報告書

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一六号）審査報告書

電波法の一部を改正する法律案（閣法第三四号）審査報告書

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三五号）審査報告書

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三六号）審査報告書

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案（閣法第一六号）審査報告書

人事異動

総務省

加藤　憲一　古賀　伸明　酒井　善則

佐々木かをり　篠崎　悦子　菅　美千世

杉山　武彦　清野幾久子　関口　博正

高橋　温　多賀谷一照　田尻　嗣夫

辻　正次　東海　幹夫　長田　三紀

永峰　好美　根岸　哲　樋口　清秀

宮本　勝浩

情報通信行政・郵政行政審議会委員に任命する（各通）

大谷　和子　岡村　久道　小松　尚久

関根　千佳　根元　義章　山下　東子

情報通信行政・郵政行政審議会委員に任命する任期は平成二十三年九月二日までとする（各通）

（以上四月十八日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ベナン国大統領トーマ・ボニ・ヤイ閣下の大統領再任につき、四月十九日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

北陸地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局千曲川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年４月21日

北陸地方整備局長　前川　秀和

1　河川の名称　信濃川水系梓川

2　河川管理施設の名称又は種類　右岸堤防

3　河川管理施設の位置　長野県松本市大字新村1609番７地先から長野県松本市大字島内1666番498地先まで

4　管理を行う者の氏名及び住所

氏名　道路管理者　松本市長　菅谷　昭

住所　長野県松本市丸の内３番７号

5　管理の内容

(1)　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2)　路肩に接する法面で、当該路肩から法長１メートルまでの範囲内にあるものについての維持

(3)　原則として道路専用施設に係る災害復旧

6　管理の期間　平成23年３月24日から道路の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局千曲川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年４月21日

北陸地方整備局長　前川　秀和

1　河川の名称　信濃川水系梓川

2　河川管理施設の名称又は種類　左岸及び右岸堤防

3　河川管理施設の位置　長野県松本市梓川倭3229番の１地先から長野県安曇野市豊科高家5221番の３地先まで、長野県松本市大字島内1666番の444地先から長野県松本市大字島内6931番の154地先まで及び長野県松本市大字島内6931番の９地先から長野県松本市大字島内9882番の１地先まで